

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○額賀委員長 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

秘密保護法の重大な問題点として、一体何を特定秘密に指定するかは、外務省や防衛省などの行政機関の長が判断し、指定するということではありません。

特定秘密の範囲は別表に限定列挙していると言いますけれども、十一月八日の当委員会での防衛省の答弁を見ますと、自衛隊の直営地の活動、自衛隊の装備、収集した情報などについて、特定秘密に該当するかどうかと聞かれて、こう答えております。何が特定秘密に該当するか否かについては、個別具体的に判断していく必要があるが、一般論として、別表の特定秘密に該当する可能性がある。およそ自衛隊のほとんどの活動が、該当する可能性があるということでありまして、そこで、小野寺防衛大臣に伺います。

この答弁からいえば、例えば、自衛隊の情報保全隊の活動あるいはその収集した情報なども、特定秘密に該当する可能性があるということでしょう。いいですね。

○小野寺国務大臣 自衛隊情報保全隊は、外部からの働きかけに対して、部隊や隊員等を保全するために必要な資料及び情報の収集、整理を行うことを任務としており、防衛省の所掌事務の範囲内で、関係法令に従い、適切な方法で、インターネットや刊行物からの情報収集、公開された場での情報収集などを行っています。

したがって、自衛隊の情報保全隊が収集した情報が特定秘密に指定されることは通常想定されておりません。

○笠井委員 これは防衛に関する情報ということも含まれているわけですが、では、特定秘密に該当することはないと言えますか。言い切れますか。

○小野寺国務大臣 通常の、今お話ししたように、適切な方法でインターネットや刊行物からの情報収集、公開された場での情報収集などということが中心であれば、これは、情報保全隊が収集した情報でも特定秘密に指定されることは通常想定されませんが、一般論として、自衛隊情報保全隊の情報収集活動において、特定秘密の要件に該当する情報を入手し、その情報を特定秘密に指定することはあり得るとは考えておりますが、基本的に、こういうことはそれほど多い話ではないんだと思っております。

○笠井委員 多いか少ないか聞いています。いいんです。可能性があるということでありまして、

防衛省では、既に特定秘密保護法案を先取りした動きがございます。

防衛省には、「部外者からの不自然な働き掛けへの対応要領について」と題する事務次官通達、これが出されたのは平成十八年十二月二十八日付であります。それと、その実施に必要な細部についてQアンドA集ということで定めた防衛政策局調査課長名の事務連絡、平成十九年一月二十二日付がございます。いずれも第一次安倍政権時代に発せられた文書であります。

この通達が発出されてから平成二十二年末まで、その間でいえば、これらに基づいて対応して報告が行われていた。それは間違いありません。

○小野寺国務大臣 平成十八年十二月二十八日付次官通達、「部外者からの不自然な働き掛けへの対応要領について」ということの御指摘かと思いますが、御指摘の通達については、機微な情報を数多く扱う防衛省・自衛隊においては、外国による諜報活動を初めとする外部からの不当な働き掛けから防衛省・自衛隊が保有する重要な情報を防衛するため、カウンターインテリジェンス機能を強化することは極めて重要であると認識をしております。

○笠井委員 これを使っていたんですねと聞いています。平成二十二年まで。事実だけ聞いています。ですから、言ってくださいよ、ちゃんと。

○小野寺国務大臣 御指摘の通達については平成二十三年十二月二十六日付で廃止されてはおりますが、カウンターインテリジェンス機能を強化する観点から、同日、平成二十三年十二月二十六日

付で、部外者からの不自然な働きかけへの対応及び外国政府機関関係者等との接触要領について発出し、情報保全上の事故を未然に防止するため、不自然な働きかけに加えて、外国政府機関関係者等との接触及び海外渡航に関する不審動向についても職員から報告されることとしております。

○笠井委員 要するに、長々言われたけれども、廃止されるまで使っていたということですよ。

問題は、その内容ということでありませう。そして、この通達、事務連絡に基づいて何がやられていたかということですよ。

この通達によれば、大臣もお持ちなんだと思うんですけども、本文の一ページ目の真ん中に、防衛省の職員はというふうにあります。外部者から不自然な働きかけを受けた場合には、直ちに保全責任者等に対し報告しなければならぬと定められておりますけれども、この部外者というのは何ですか。国会議員や記者も含まれていたのか。

○小野寺国務大臣 済みません、事前の質問通告でそこまで言っていただけばすぐにお答えできるのですが、改めて、もし必要であればお答えをしたいと思います。

○笠井委員 このことについて聞くと、きのうちやんと通告してあります。

では、言いますけれども、事務連絡に記載されている、この実施するに当たったの Q アンド A があります。ここを読みますと、一の二にあります。「部外者」には、どこまでの範囲の者が含まれるのか。記者や国会議員も「部外者」に含まれるのか。「記者、国会議員、他省庁の職員等も

「部外者」に含まれる。」と書いてありますね。

○小野寺国務大臣 参考人の答弁はだめだということにしてありますし、委員からの質問通告は、わずか、平成十八年十二月二十八日付の事務次官通達についてということでありませうので、ぜひ細目について言っていたら、誠心誠意答えたと思います。

ただいまのことについての、不自然な働きかけということですが、不自然な働きかけには、社会通念上相当と認められる程度を超える金銭提供、供応接待、正当な理由のない職務に係る情報の提供依頼等が含まれますが、その詳細については、制度の具体的運用にかかわる事項であり、これを明らかにすると防衛省や自衛隊の情報保全に支障が生じるおそれがあることから、お答えを差し控えています。

いずれにしても、国会議員との接触や記者による通常の取材行為については、不自然な働きかけに至らないものであることから、本件報告の対象となることはありません。

○笠井委員 昨日、この通達とこの文書、通知についても聞くと、いうふうにはちゃんと通告してございます。

しかも、私は、ちゃんと参考人が必要だったという話をしたけれども、夜中までちゃんと言ったことなかったんですよ、誰がやるかということを。そちらが言ったことなかったんだからね。

私、Q アンド A 集、一の二、これは通知で出されている防衛省の文書です。そこに、「記者、国会議員、他省庁の職員等も「部外者」に含まれる。

」と書いてありますねと。一の二です。一枚目です、本文。書いてあるかどうか聞いています。

○小野寺国務大臣 一の二、「本通達にいう「部外者」とは、防衛省の職員以外の者から、「各国駐在武官等との接触について」に定義する「各国駐在武官等」を除いたすべての者をいう。したがって、記者、国会議員、他省庁の職員等も「部外者」に含まれる。」と書いてあります。

○笠井委員 含まれるということでありませう。重大であって、驚くべき話です。

では、防衛省の職員と今言われた各国駐在武官等以外ということになりますと、例えば総理、それから森大臣、岸田大臣も部外者ということになりますね。

○小野寺国務大臣 いずれにしても、不自然な働きかけに至らないものであることから、本件の報告の対象となることはありません。

○笠井委員 私は、部外者かどうかを聞いているんです。今言った説明からすると、なるということですよ。

では、そうした部外者から受ける不自然な働きかけとは、一体どのようなものをいうのか。今大臣は幾つか都合のいいところを読まれたんですけども、通達の一ページの下のところを見ますと、利益提供、供応接待、それから便宜供与などが挙げられておりますが、中には、再三にわたる電話、電子メール等により接触、職務に係る情報の提供等を求められた場合や、防衛省が保有する文書等の提供を依頼された場合まで含まれているわけでありませう。

通達が使われていた期間、国会議員や記者からの情報、文書等の提供依頼も不自然な働きかけとされていたのかどうか。これはどうなんですか。

○小野寺国務大臣 不自然な働きかけというのは、社会通念上相当と認められる程度を超える金銭提供、供応接待、正当な理由のない職務に係る情報の提供依頼等が含まれるということであります。

○笠井委員 そのように判断した基準というのは、一体どこにあるのか。社会通念上というのは、どこまで通念という話になるのか。それから、通達では、その判断は各機関が定める保全責任者等の裁量に任せていただけじゃないですか。

しかも、この通達では、本文の二ページの最後のところでありませけれども、各機関の保全責任者等が不自然な働きかけと判断した場合には、情報保全隊と適切に連携する等必要な措置を講じなければならぬと定めております。

国会議員や記者の調査、取材活動を情報保全隊の監視対象に置いていたということじゃないんですか、これは。

○小野寺国務大臣 いずれにしても、この不自然な働きかけというのは、社会通念上相当と認められる程度を超える金銭提供、供応接待、正当な理由のない職務に係る情報の提供依頼等が含まれるということでありませので、それがこの不自然な働きかけということでありませ。

○笠井委員 事務連絡のQアンドA集の五の一とこの中にある。終わりから二枚目ですけれども、この中には、「職員の勤務する駐屯地、基地等を担当する情報保全隊と連携し、より綿密な情

報収集を行い、更なる情報保全上の問題の有無の確認に努める」というふうにあります。より綿密な情報収集というのは、具体的にどのような情報を収集したということでしょうか。インターネットに出たという話じゃないでしょうか。これは。

○小野寺国務大臣 一般的な法令に従った、公開されている情報ということだと思います。

○笠井委員 現在は、平成二十三年十二月二十一日以降、先ほど大臣言われました「部外者からの不自然な働きかけへの対応及び外国政府機関関係者等との接索要領について」という新しい通達になっております。

その中でも、不自然な働きかけへの対応ということで、国会議員や記者まで対象にする、先ほど対象とおっしゃいました。そして、情報保全隊と連携して、必要な措置を講じて、より綿密な情報収集までやっているということじゃないんですか。そのことは変わったんですか。

○小野寺国務大臣 何度も申し上げますが、不自然な働きかけというのは、社会通念上相当と認められる程度を超える金銭提供、供応接待、正当な理由のない職務に係る情報の提供依頼等が含まれるということでありませので、こういうことで私どもとしては判断しております。

○笠井委員 社会通念上とか正当とかというのは、いろいろなこと、どこで線を引かれるかわからないわけですよ。そうでしょう。そんなことで、具体的に大丈夫だなんて話にならない。結局、やっていないということは否定していないわけですか。次官通達や事務連絡は開示されていたのに、今

度統合しましたら、現在はどんな通達になっているか内容も言えないという話になってくる。おかしいと思うんです。

私、委員長、これは当委員会に当該文書の提出を求めたいと思うので、ぜひ理事会で協議をお願いしたいと思います。

○額賀委員長 理事会で協議をいたします。

○笠井委員 さて、防衛省には、情報保全隊が行う情報収集活動について定めた情報保全隊情報保全業務規則と題する文書がございます。これでございますが、これはいつ発出されたものか。ここに「情報保全隊長 陸将補 鈴木健」という名前がありますけれども、これはどういう意味か。この人物の責任で発出した、いついつの文書、業務規則ということではないのか、そこをお答えください。

○小野寺国務大臣 御指摘の情報保全業務規則は、部隊等が秘密保全、隊員保全、組織、行動等の保全及び施設、装備品等の保全を行う際、陸上自衛隊情報保全隊が部隊等の必要とする資料及び情報の収集整理及び配付を行う際の細部業務要綱を定めたものであります。発出した日付は、平成十七年三月二十三日ということですよ。

○笠井委員 この鈴木健さんという方が、この名前を出したということ、そういうことですか。一枚目に書いてありますけれども。

○小野寺国務大臣 この文書によりませと、「情報保全隊長 陸将補 鈴木健」という名前になっております。

○笠井委員 では、この規則ですけれども、防衛

省が提出した文書、計十六ページございますが、最初にその日付と名前が書いてあって、それ以降、一ページ目の下から本文のところはずっと、これは黒塗りと言わないですよ、黒べたですよ、十六ページ、真っ黒になっている。全部そうですね、最後まで。

なぜ隠すんですか。大臣はさつき、情報保全隊の活動は、インターネットとか外に出ている活動、情報を集めただけだという話だった、それが主だという話をしたけれども、だったら、その中身について何で隠すんですか。

○小野寺国務大臣 先ほど来お話をしておりますが、情報保全隊の業務、これは、今お話しされた規則の細部についての非公示の理由ということですが、これらを明らかにした場合、情報保全隊の活動の内容、情報関係等が明らかになり、防衛省・自衛隊の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあることから、当該箇所を不開示といたしましたというところであります。**○笠井委員** そういうものが書いてあるということでもありますけれども、かつて、情報保全隊の前身である調査隊というのがありました。この調査業務に関する達という文書、その文書の内容が明らかになった。そして、その中に、自衛隊に対して、外国勢力並びに国内不法分子によってなされる情報活動に対処し、施策に万全を期すことを主眼とすると記されておりました。

これは問題になりました。平成十九年、二〇〇七年の六月十九日、参議院の外交防衛委員会での時の久間防衛大臣が、そのとおりだというふうに

認められたものであります。

この情報保全隊の情報保全規則にもそういうことが書かれているということじゃないんですか。

○小野寺国務大臣 先ほどお話ししたように、この内容については、これを明らかにした場合、情報保全隊の活動の内容、情報関係等が明らかになり、国の安全が害されるおそれがあることから、不開示としたというところであります。

○笠井委員 かつて久間大臣が認めていたんだから、中身を出して開示するのは当たり前じゃないですか。出すのが当然の責任だと思えます。あわせて、現行の業務規則についても提出してもらいたい。

こうした情報保全隊の活動が、秘密保護法ができれば、特定秘密として一切明らかにされない可能性があるんです。既に、法律がなくても明らかにしていないわけですよ、こうやって真っ黒にしちゃって。こんなことでいいのかという話です。

最後に、森大臣に伺いたいんです。

この情報保全隊の活動をめぐって、我が党は二〇〇七年に、情報保全隊が国民の市民生活を監視してその情報を収集していたことを明らかにしましたけれども、今、情報保全隊による人権侵害をめぐって、仙台高裁で審理が続いております。この裁判に、情報保全隊の陸将補だった鈴木健氏が証人として出頭しております。先ほどあった、規則を発したというふうな大臣が認めた方でありますが、その方の証人調書によりますと、例えばこういうことが聞かれております。

本年の七月一日の公判で、なぜ労働組合の春闘

の街宣を監視対象にしているのか問われて、労働組合の春闘の街頭宣伝、街宣が自衛隊の業務に及ぼすおそれがあるというのはどうしてなんですかと聞かれて、鈴木氏はこう答えています。労働組合の街宣が自衛隊の業務に支障があるというのはどうしてかという御質問ですが、これにつきましては、判断基準が介在いたしますので、判断基準を通したものににつきましては守秘義務に該当するというふうには認識しておりますので、お答えできません。労働組合の街宣について答えられないというんですよ、やっていることについて。

このように、至るところで、守秘義務を盾に事実上証言を拒絶しているわけであります。秘密がかかる裁判でも何も明らかにされず、秘密ということで証言を拒否する。これではおおよそ裁判が成り立たないんじゃないかと思うんですが、森大臣、いかがです。

○森国務大臣 裁判についてのお尋ねでございますけれども、十条に規定してありますとおり、刑事裁判、民事裁判の手續の中で適切に明らかにされていくものと思っております。

○笠井委員 そういうことを聞いているんじゃないんですよ。こういうことがおかしいと思わないかと聞いているんですよ。

こんなことが秘密保護法で通つたら、暗黒裁判、暗黒社会になってしまう、だからこんな法案は廃案にしかないということをお聞きして、質問を終わります。

岸田大臣、G S O M I A はまたの機会にやりたいと思います。どうも済みません。

終わります。